

商品概要説明書

J A山口県

【保証会社：山口県農業信用基金協会】用

商品名	J Aカードローン（住宅ローンセット型）
ご利用 いただける方	○ご契約時の年齢が 20 歳以上 65 歳未満の方。 ○安定継続した収入がある方。 ・ 前年度税込年収 150 万円以上 ○営農年数、勤続（営業）年数が 1 年以上ある方。 ○当 J A の住宅ローンを利用されている方。 ○当 J A との間でカードローン、ワイドカードローンおよび当座貸越型教育ローン取引を行っていない方。 ただし J A 教育ローン(カード型)との併用は可能です。 ○当 J A が指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○貸付自粛対象者に該当しない方。 ○その他当 J A が定める条件を満たしている方。
資金使途	○生活に必要な一切のご資金とします。（なお、事業資金は除きます。）
借入金額	○極度額 10 万円以上 50 万円以内（ご契約額は 10 万円単位）とします。 ただし、本ローン契約額及び他金融機関からのカードローン契約額の合計額の前年度年収（自営業の方は前年度税引前所得）に対する比率が 3 分の 1 以内とします。
借入期間	○ご契約日から 1 年後の応答日の属する月の末日（休日の場合は翌営業日）までとします。 なお、ご契約者から解約の意思表示がなく、当 J A がその信用状況について所定の点検を行った結果、契約更新に支障がないものと判断した場合は、さらに 1 年間延長するものとし、以後も同様とします。ただし、65 歳の誕生日以降は契約の更新は行いません。
借入利率	○お借入後の利率は、基準日（3 月 1 日、9 月 1 日）の当 J A の定める基準金利により、年 2 回見直しを行います。 ○お借入利率には年 2.0%の保証料が含まれております。なお、保証料が変更になった場合は都度、お借入利率を見直しさせていただきます。 ○詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。
返済方法	○指定普通貯金口座に入金された資金は、貸越金残高に達するまで自動的に返済に充当されます。なお、総合口座取引およびカードローン取引の双方による貸越金がある場合にはカードローン取引による貸越金の返済が優先されます。

利息保証料 の支払方法	○本件取引による貸越金の利息は、付利単位を100円とし、毎年2月と8月の組合所定の日に、貸越金の利息計算として組合が定める所定の利率・方法により毎日の貸越金の最終残高について計算し、指定口座から引落とし、または貸越元金に組入れいたします。
担保	○不要です。
保証人	○当 J A が指定する保証機関（山口県農業信用基金協会）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。
手数料	○A T M をご利用いただく時間帯によって、所定の手数料がかかる場合がございます。 ○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は 1,100 円の条件変更手数料（消費税等含む。）が必要です。
その他	○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○書面契約の場合、印紙税が別途必要になります。 なお、電子契約の場合は印紙税が不要となりますが、1,100 円の電子契約サービス手数料（消費税等含む。）が必要です。 ○その他ご不明の点がございましたら、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。

苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店（所）または金融部（電話：083－976－6844）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：03－6837－1359）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融部または J A バンク相談所にお申し出ください。 【山口県弁護士会仲裁センター】 電話：083－922－008 【広島弁護士会仲裁センター】 電話：082－225－1600 【福岡県弁護士会紛争解決センター】 （北九州）電話：093－561－0360 （福 岡）電話：092－791－1840 （久留米）電話：0942－30－0144 【東京弁護士会紛争解決センター】 電話：03－3581－0031 【第一東京弁護士会仲裁センター】 電話：03－3595－8588 【第二東京弁護士会仲裁センター】 電話：03－3581－2249 【民間総合調停センター】 （大阪府）（J A バンク相談所を通じてのご利用となります。上記 J A バンク相談所にお申し出ください。） 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」
---------------------------	---

（2025 年 9 月 13 日現在）